

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年1月4日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	大分県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/dokuji.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に準じて行う高等学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校をいう。以下同じ。)の専攻科(同法第五十八条第一項に規定する専攻科をいう。)の生徒に対する修学支援金の支給に関する事務(以下「高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第四条第一項 別表第一 第四の二項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に準じて行う高等学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校をいう。以下同じ。)の専攻科(同法第五十八条第一項に規定する専攻科をいう。)の生徒に対する修学支援金の支給に関する事務(以下「高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)	大分県高等学校専攻科修学支援金支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、 <u>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</u>	第一条 知事は、大分県立高等学校の専攻科(以下「高等学校専攻科」という。)に通う低所得世帯の生徒に対する授業料の負担軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校専攻科に在学する生徒に対し、予算の範囲内において高等学校専攻科修学支援金(以下「専攻科支援金」という。)を支給するものとし、その支給については、高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)及び高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)の取扱いについて(令和2年4月1日元文科初第1861号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		大分県高等学校専攻科修学支援金支給要綱第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則